

ポイントサービス「たいこうツインスマイルくらぶ」規定

1. 定義

- (1)ポイントサービス「たいこうツインスマイルくらぶ」は、後記4に定める「ポイント」に応じ、後記5に定める「特典」をお受けになれるサービスをいいます。
- (2)ポイントの集計は、本サービスをお申し込みいただいた当行本支店(以下「サービス申込店」といいます。)における取引に対して行い、特典もサービス申込店のお取引についてお受けになれるものとします。
- (3)複数の本支店に本サービスのお申し込みをいただいた場合、取引ポイントの集計は、サービス申込店毎に行い、特典の提供は、サービス申込店におけるお取引に基づいて行います。

2. 対象者

当行に普通預金口座をお持ちの個人のお客さまに限ります。(任意団体は対象外といたします。)

3. 本サービスの開始

本サービスは普通預金口座をご開設いただく際、特段のお申出がなければ自動的にご契約となり、本サービスを開始いたします。(本サービスに加入されない場合は、別途お申出が必要となります。)なお、既に開設済の普通預金口座で本サービスを開始する場合は、当行所定の方法でお客さまからのお申込を受付後、本サービスを開始いたします。

4. ポイント

- (1)当行は、ポイント集計対象となるお取引項目および各お取引のポイントを定め、当行ホームページにてお知らせいたします。
- (2)サービス申込店のご指定口座と同一のお客さま番号の該当する取引について、前記(1)で定める各ポイントを集計し、合計ポイントといたします
- (3)ポイントの集計は、毎月の末日を基準日として行います。
また、新たにお申し込みをいただいたお客さまに関しては、お申込月の末日にポイントを集計いたします。
- (4)同一のお取引項目を複数お持ちの場合、ポイントの二重集計はいたしません。

5. 特典

- (1)当行は、合計ポイントに応じた特典を定め、当行ホームページにてお知らせいたします。
- (2)ATM時間外手数料無料の特典は、セブン銀行ATMを対象といたします。
- (3)特典は、ポイント集計月の翌々月の1日から提供を開始いたします。

6. 変更

- (1)前記「4.ポイント」および「5.特典」(以下「ポイント・特典」といいます。)の内容は金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)(1)による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3)変更日以降のポイント・特典は、当行ホームページにてご確認ください。

7. 解約

- (1)本サービスを解約する時は、当行所定の方法で届け出ください。
- (2)当行が必要と認めた場合には、本サービスを解約することがあります。この場合、解約通知書は送付いたしません。
- (3)金融情勢の変化等により、当行は本サービスを中止することがあります。
この場合、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で中止日を掲示するものとし、個別に通知はいたしません。

以上
(2026年4月1日現在)